

災害発生時等における臨時休園措置等のガイドライン

1 目的

本市における保育所等は、社会経済活動の基礎となる社会インフラであり、災害発生時等においても、原則として開園することを基本とします。一方で、台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れが高まった際、園児と保育従事者の生命と身体の安全を守るために、やむを得ず臨時休園とする判断も重要です。

このことを踏まえ、災害発生時等における臨時休園措置等の基準を定めたガイドラインを策定します。なお、本ガイドラインの改訂に伴い、「災害発生時等における臨時休園措置等のガイドライン（令和7年10月10日施行）」は、令和8年5月29日限りで廃止します。

2 本ガイドラインの対象となる施設

公立・私立の認可保育所、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育事業所（以下、「保育所等」）

3 臨時休園の判断・基準

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合、臨時休園することを基本とします。

ただし、災害が迫っており急を要する場合において、保育所等の施設長や設置者等が臨時休園と判断することを妨げないものとします。

区分	条件	対応	判断主体
A	・ 気象庁から平塚市に特別警報が発令されたとき ・ 平塚市内の全地域で、警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令されたとき ・ 平塚市に「震度5弱以上の地震」が発生したとき	全ての保育所等を休園	保育所等 ※自動での一斉休園
B	・ 平塚市内のいずれかの地域で、警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令されたとき ・ 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「大津波警報」、「津波警報」を公表したとき	平塚市から避難指示が発令されている地域に所在する保育所等を休園 ※目安として避難所が開設されている地域…別表参照	市保育課 ※保育所等は、別表を参照して臨時休園の準備をし、市保育課は、保育所等に臨時休園の決定の連絡をする。
C	・ 施設周辺で道路冠水や土砂災害が発生し、送迎が困難である又は登園することに危険があるとき	保育所等の判断で休園	保育所等 ※保育所等は、「7施設の対応」に基づ

			き、市保育課へ必要な報告をする。
--	--	--	------------------

【注意点】国（気象庁、国土交通省）や県が「レベル4 土砂災害危険警報」などを発表し、その後、平塚市が「警戒レベル4 避難指示」などを発令することが一般的です。臨時休園の判断については、本市が発令する「警戒レベル」の避難情報等に対応するものです。

4 平塚市が発令する避難情報（警戒レベル3以上）のお知らせ方法

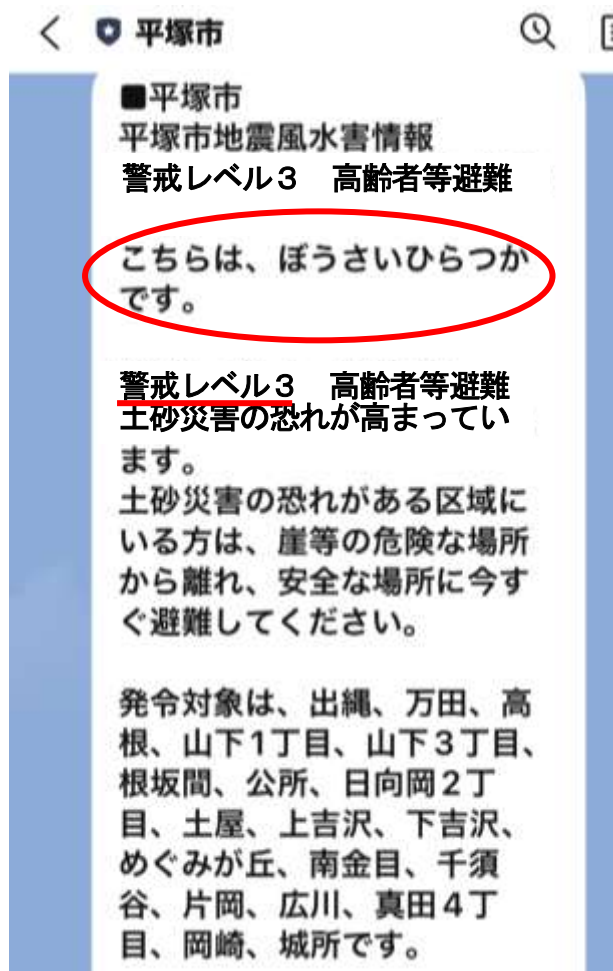
お知らせ媒体	方法
防災行政無線	市内にあるスピーカーを使用して放送します。
FM 湘南ナパサ	通常放送に割り込んでスポットアナウンスを放送します。
緊急速報メール	平塚市にいる携帯電話等を所持する方に、メールでお知らせします。 (自動配信のため登録不要)
ほっとメールひらつか	あらかじめ登録したメールアドレスにメールでお知らせします。 (メールアドレスの登録が必要)
平塚市 LINE 公式アカウント	あらかじめ友達登録した LINE アプリに配信します。 (LINE アプリでの友達登録、「防災行政無線・災害情報等」の受信設定が必要)
X (旧 Twitter) 防災ひらつか	X のタイムラインに避難情報を表示します。 (アカウントのフォローが必要)

(参考)

- ・市災害対策課等から発表される避難情報指示（避難所開設）の連絡画面

▼発信者の確認方法

「こちらは、ぼうさいひらつかです。」
と記載がある通知(右の画像)が、
平塚市からの通知(指示)です。



- ・国や県が発表する防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル 5 相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3 相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

5 登園状況による対応

登園前	保護者に登園を見合わせてもらう。
保育中	園児の安全確保を最優先に図り、保護者に対し速やかなお迎えを依頼する。 保育所等での待機が危険と判断した場合は、あらかじめ指定した場所での引渡しを実施する。

6 臨時休園を解除し保育を再開する目安

再開時期の目安については、市保育課から保育所等に連絡します。なお、原則として、開園時刻は平常時と同じとします。ただし、停電、断水、浸水、施設の損壊、土砂崩れ、保育士や調理員の配置不足などで、保育の再開が困難であると施設長が判断する場合は、目安時刻より遅れた開園や引き続き休園とします。この場合の再開時期は、市保育課と協議の上で決定するものとします。

市保育課からの保育所等への連絡時刻は次のとおりとします。

① 原則	開園前日の 17 : 00 までに
② ①の内容に変更が生じた場合	開園当日の 6 : 00

7 施設の対応

(1) 開園に向けた対応

施設は、災害発生時（「3 臨時休園の判断・基準」に定める臨時休園を除く）においても原則開園することとし、開園に当たっては、園児の安全を確保するため、保護者に登園の自粛をお願いするなど、必要な保育士を確保し、配置基準を満たすことを基本とします。

(2) 臨時休園等の周知・情報共有

施設は、臨時休園及び保育の再開について、メールやホームページ等あらかじめ定めた方法により保護者に周知を図ります。また、施設長等は市保育課と連絡が取れるよう、連絡体制を確立します。

(3) 緊急事態に対して、施設に駆け付けられる体制の確保

施設は、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保します。

(4) 被害状況等の報告

施設は、市保育課の指定する期日までに被害状況や保育状況等について報告するものとする。

以 上

別表

No.	避難所	対象保育所等
1	・ 中原小学校 ・ 南原小学校 ・ 中原中学校 ・ 中原公民館 ・ 南原公民館	・ 南原保育園
2	・ 旭小学校 ・ 松延小学校 ・ 旭陵中学校 ・ 旭北公民館	・ あさひ保育園 ・ 大町保育園 ・ 清水学園付属幼稚園
3	・ 横内小学校 ・ 横内中学校 ・ 平塚湘風高校 ・ 横内公民館	・ 若草保育園 ・ 横内保育園
4	・ 金田小学校 ・ 松延小学校 ・ 金旭中学校 ・ 金田公民館 ・ 旭北公民館	・ サンキッズ金田ほいくえん ・ 平塚めぐみこども園 ・ つくし幼稚園
5	・ みずほ小学校 ・ 金目小学校 ・ 金目中学校 ・ 東海大学 ・ 金目公民館	・ 金目保育園 ・ 金目おむすび保育園 ・ 認定こども園さなだ幼稚園
6	・ 崇善小学校 ・ 松原小学校 ・ 江陽中学校 ・ 崇善公民館 ・ 松原公民館	・ 平塚保育園 ・ 明石町保育園 ・ しらゆり保育園 ・ サン・キッズ湘南 ・ 湘南平塚あゆみ保育園 ・ くまのこ保育園 ・ まなびの森保育園平塚 ・ 錦町保育園あねら ・ ぼとふ平塚 ・ ミルキーホーム平塚園 ・ ぱぶりか保育園平塚
7	・ 勝原小学校 ・ 山下小学校 ・ 山城中学校 ・ 旭南公民館	・ いずみ保育園 ・ 高村保育園 ・ 湘南みらい保育園
8	・ 富士見小学校 ・ 春日野中学校 ・ 平塚農商高校 ・ 平塚江南高校 ・ 富士見公民館	・ 柳町保育園 ・ 富士見保育園 ・ 認定こども園道と幼稚園 ・ 認定こども園なでしこ幼稚園

No.	避難所	対象保育所等
9	・ 神田小学校 ・ 相模小学校 ・ 神田中学校 ・ 神田公民館 ・ 大神公民館	・ 神田保育園 ・ 大神保育園 ・ 認定こども園大神美里幼稚園 ・ 認定こども園神田幼稚園
10	・ 大野小学校 ・ 八幡小学校 ・ 神明中学校 ・ 八幡公民館 ・ 四之宮公民館	・ 八幡保育園 ・ 愛・八幡保育園 ・ みどり保育所 ・ みどり保育所分園ピッコロ ・ 湘南きらら保育園 ・ サンライズキッズ保育園平塚園 ・ HANAみらい愛育園 東真土 ・ 認定こども園大野幼稚園
11	・ 港小学校 ・ 太洋中学校 ・ 高浜高校 ・ 平塚競輪場 ・ 須賀公民館	・ 夕陽ヶ丘保育園 ・ 港こども園 ・ 苗・もんもん保育園 ・ 花・もんもん保育園
12	・ 城島小学校 ・ 岡崎小学校 ・ 大住中学校 ・ 岡崎公民館 ・ 城島公民館	・ ゆうかり保育園 ・ 認定美里・柿の実こども園
13	・ 真土小学校 ・ 松が丘小学校 ・ 豊田小学校 ・ 大原小学校 ・ 大野中学校 ・ 平塚中等教育学校 ・ 大野公民館 ・ 松が丘公民館 ・ 大原公民館 ・ 豊田公民館	・ しらさぎ保育園 ・ 中原保育園 ・ 真土すばる保育園 ・ 認定こども園東中原幼稚園
14	・ 土屋小学校 ・ 吉沢小学校 ・ 土沢中学校 ・ 土屋公民館 ・ 吉沢公民館	・ 吉沢保育園
15	・ 花水小学校 ・ なでしこ小学校 ・ 浜岳中学校 ・ 平塚工科高校 ・ 大磯高校 ・ 花水公民館 ・ なでしこ公民館	・ もんもん保育園 ・ サン・キッズ平塚ステーション ・ 花水さくら保育園 ・ 松風・もんもん保育園 ・ MIRATZ湘南平塚保育園 ・ ぱぶりか保育園平塚駅南

※避難所が開設された地域に所在する保育所等は、臨時休園となる可能性が高くなるため、本別表は「3 臨時休園の判断・基準」に定める「区分B」（市内の一部の保育所等が休園する場合）の目安となるものです。